

(参考資料10)

# ガス導管事業者の収支管理を適正化するための 経済産業省令等の改正



# 各事業者の収支等の分析を通じた制度面の対応について

- 前回までの議論を踏まえ、以下の2点の制度改正を速やかに行うことが適当である旨、親委員会に報告することとしたい。
  - ① 地域別に料金を設定している事業者等における託送収支計算書の作成単位の適正化
  - ② 事業者間精算収益のある特定ガス導管事業者について託送供給約款の制定不要の対象から除外

## 必要と考えられる制度改正①（託送収支計算書等の作成単位の適正化）

- ガス導管事業者の中には、他のガス事業者と合併したなどの経緯により、地域別または特定導管ごとに異なる託送料金を設定しているガス導管事業者が7社ある。＊
- 現行の制度においては、これらの事業者も事業者単位で託送収支計算書等を作成することとされているため、地域別または特定導管ごとのストック管理・フロー管理は行われていない。
- 託送料金の適正性の観点から、これらのケースについては、地域別または特定導管ごとのコストが託送料金に反映される仕組みが重要。
- したがって、地域別または特定導管ごとに異なる託送料金を設定しているガス導管事業者について、地域別または特定導管ごとに託送収支計算書等を作成し、それぞれの単位でストック管理・フロー管理が行われるよう、関係する規定の改正を速やかに行うことが適当。

＊ 東京ガス、東部ガス、旭川ガス、堀川産業、日本ガス、妙高市、中部電力

### <ガス事業託送供給約款料金算定規則抜粋>

#### （地域別料金）

第二十二条 一般ガス導管事業者は、その供給区域が複数の地域に分かれている場合であって、託送供給を行うことができるガスの熱量等の範囲、組成その他のガスの受入条件が著しく異なる場合その他託送供給約款料金をこれらの地域ごとに定めることが適当であると認められる場合においては、託送供給約款料金をこれらの地域ごとに定め又は変更することができる。この場合においては、託送供給約款料金原価等、変動額託送供給約款料金原価等又は届出託送供給約款料金原価等の算定及び配分はこれらの地域ごとに行わなければならない。

## (参考) ガス事業託送供給収支計算規則

### (託送供給等関連業務の会計の整理)

第二条 法第五十三条第一項の規定により、一般ガス導管事業の業務及びこれに関連する業務（以下「託送供給等関連業務」という。）に関する会計を整理しようとする一般ガス導管事業者（以下「事業者」という。）は、次条から第五条までの規定に定めるところにより、託送供給等関連業務に関する会計を整理しなければならない。

### (託送収支計算書の作成)

第三条 事業者は、託送供給等関連業務に係る収益（以下「託送収益」という。）及び託送供給等関連業務に係る費用（以下「託送費用」という。）について、別表第一に掲げる算定方法に基づき、様式第一に整理しなければならない。

### (託送資産明細書の作成)

第四条 事業者は、託送供給等関連業務の効率的な実施のために投下された有効かつ適切な事業資産（以下「託送資産」という。）及び本支管投資額について、別表第二に掲げる算定方法に基づき、様式第二に整理しなければならない。

### (超過利潤計算書等の作成)

第五条 事業者（法第四十八条第一項ただし書の承認を受けた事業者であって法第四十九条第一項に規定する届出を行っていない事業者を除く。）は、超過利潤額等について、別表第三に掲げる算定方法に基づき、様式第三に整理しなければならない。

## 必要と考えられる制度改正②（事業者間精算収益のある特定ガス導管事業者の収支管理）

- 特定ガス導管事業者について、小売供給・託送供給・卸供給の件数が合計3に満たない事業者は、現行制度上、託送供給約款の制定が免除され、基本的にストック管理・フロー管理は行われな  
いこととされている。<sup>※1</sup>（この制度は、需要が著しく少ないことが客観的に明らかである場合に、託送  
供給約款の策定を求めることは過度な規制となるおそれがあり、個別の供給条件によることとする方  
が適当であるとの考えのもとで設けられたもの。）
- 昨年度から事業者間精算制度が導入され、託送供給約款の制定が免除されている特定ガス導管  
事業者の一部<sup>※2</sup>に、下流のガス導管事業者にガスを供給し、事業者間精算により収益を得ている  
ケースが生じているが、現行制度下では、これらの者も引き続き託送供給約款の制定が不要とされ、  
ストック管理・フロー管理が行われな  
いこととされている。
- 下流のネットワーク利用者の負担となる事業者間精算費の適正性を確保する観点から、事業者間  
精算収益のある特定ガス導管事業者は託送供給約款制定不要の対象外<sup>※3</sup>とするよう、承認基  
準の見直しを速やかに行うことが適当。

※1 託送供給約款の制定が免除される特定ガス導管事業者は、託送供給関連業務に関する会計整理は行うこと  
となっているが、超過利潤計算書及び乖離率計算書等の作成は不要とされている。なお、託送供給義務は課せ  
られている。

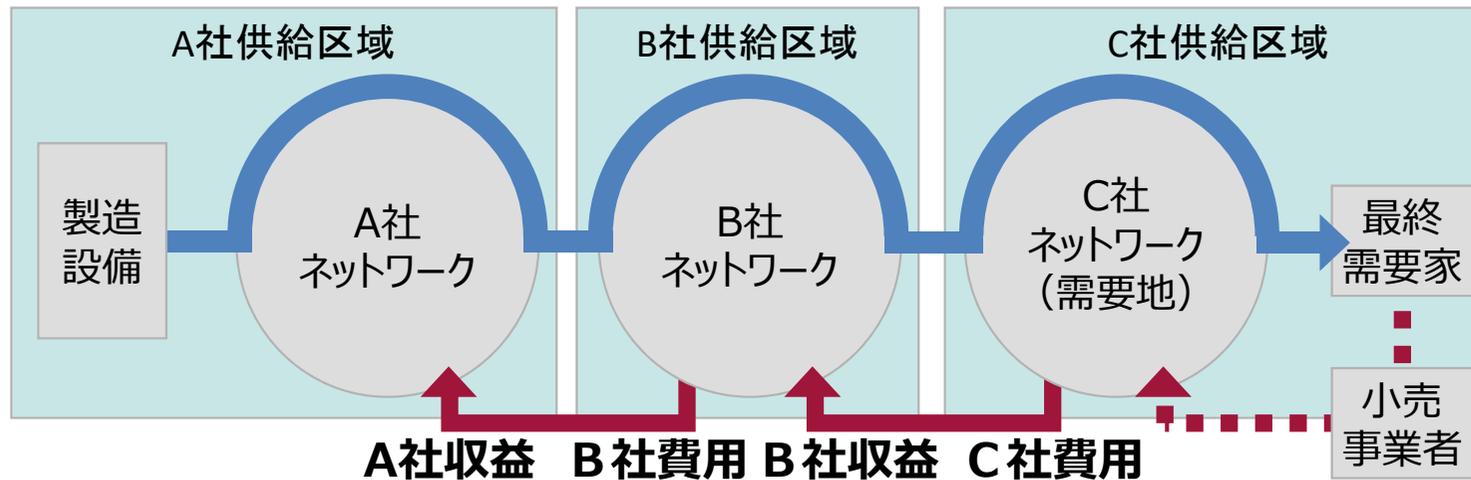
※2 東北天然ガス、秋田県天然瓦斯輸送、関東天然瓦斯開発、関西電力、瀬戸内パイプライン、水島エルエヌジー  
四国電力

※3 本制度改正案によって託送供給約款制定不要の対象外となりうる事業者であっても、導管敷設を促すためのイン  
センティブ措置は、引き続き適用されることとする。

## (参考) 事業者間精算の概要

- 事業者間精算とは、最終需要家へのガス到達までに2事業者以上の導管を通過する場合に、ガス導管事業者間で連結託送供給に係る費用を精算する仕組みである

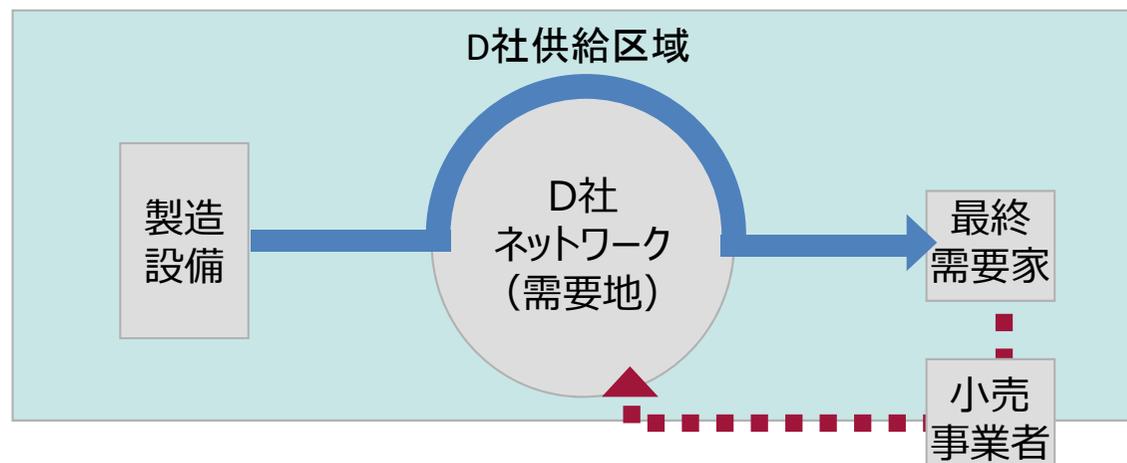
### < 2事業者以上の導管を通過する場合 >



- A社－B社間、  
B社－C社間で、  
それぞれ事業者間  
精算が行われる

### (参考)

### < 1事業者のみの導管を通過する場合 >



- ➡ ガスの流れ
- ➡ 連結託送に係る金銭の流れ (事業者間精算)
- ➡ 小売託送に係る金銭の流れ

## (参考) ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

### (20) 法第76条第1項ただし書の託送供給約款制定不要の承認

法第76条第1項ただし書の託送供給約款制定不要の承認に当たっては、次のいずれかに該当する者であるか否か、の観点から判断するものとする。

- ① 自らが維持し、及び運用する導管により行う小売供給若しくは託送供給に係る需要場所ごとの契約の件数又は卸供給に係る契約の件数の合計数が三に満たない者
- ② 自らが維持し、及び運用する導管が、他のガスを供給する事業を営む者が当該事業の用に供するため維持し、及び運用する導管に連結していない者
- ③ ①又は②の基準に該当せず、自らが維持し、及び運用するすべての導管が次のいずれにも該当する者
  - イ 一般ガス導管事業者の供給区域以外の地域に設置される部分が総延長の過半を占める導管
  - ロ ガス供給設備（15トン／h以上の気化装置を有するガス供給設備又は天然ガス田におけるガス供給設備に限る。）に連結する導管又は当該導管に直接又は間接に連結する導管
  - ハ 使用開始時からガスを供給する事業の用に供するものであって使用開始後5年を経過していない導管